

開会（9：30）

- 渋谷英彦委員長 ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。
- それでは、これより議案の審査を行います。
- 当委員会に付託された案件は1件であります。
- 議第53号「令和4年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」を議題といたします。
- 質疑、意見のある委員は御発言を願います。
- 深田ゆり子委員 4ページ、5ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、歳出のほとんどが3億845万1,000円の交付金になっております。物価高騰の価格高騰重点支援として国のほうが、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として予算額が6,000億円取ってありました。この内訳が、コロナ・物価予備費追加4,000億円と既定の予算2,000億円になっておりました。
- 焼津市としては、今日、即決の議案となっております、短い期間に国からこういう提案があった中で、どのように今回の事業を、経費とか事業費を決めたのか。国のほう全体では6,000億円で、今回、先ほどの説明ですと、物価高騰に関わる金額が2億7,215万円ですかね。それと、エネルギー、省エネルギーなどの支援として3,625万円です。よろしいですか。その内訳となった説明がありました。これもどのようにこの金額を決めたのか。国からこの金額が来て事業の内容を決めたのか、それとも事業の内容を決めてからこの金額を国に提示したのか、その辺の関係を教えていただきたいと思っております。
- 増田恵子行政経営部次長 深田委員の御質疑にお答えをいたします。
- 今回のこの交付金でございますけれども、2億7,215万9,000円が、9月の終わりになりますけれども、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援として限度額の通知がございました。それから、あと、3,629万2,000円につきましては、今まで焼津市のほうに交付予定ということでお金を頂いた分の9月補正後の残額となります。事業の決め方といたしましては、この金額のほうの通知がございましてから、庁内でどのような事業に充てるかということを検討いたしまして、今回の補正予算とさせていただきます。
- 以上です。
- 深田ゆり子委員 庁内でどのように決めたのかということがちょっと気になる場所なんですけれども、金額が示されて、そして庁内でどういうふうにするかということなんです。この中で、国のほうの地方交付金の奨励する事業の内容が示されていると思うんですけれども、この中にエネルギーの、子育て支援策として、学校給食費の負担軽減ということも含まれておると思っています。今回、短期間でこの内容を決めなければいけなかったと思うんですが、子育て支援ということについての検討はされなかったのかどうか、確認したいと思います。
- 増田恵子行政経営部次長 子育て支援の学校給食のところにつきましては、9月の補正予算のところ、電気、ガスの燃料費の補正ということで、学校給食のほうには補正予算を行っているところでございます。
- 以上です。
- 深田ゆり子委員 9月補正は、これは負担軽減ではなくて値上げを抑制したという、そ

のための補正だったと思いますので、今回ここに示されているのは、保護者の負担軽減になるような、するための学校給食費の支援ということも書いてありますので、私は意味合いが違うのではないかなというふうにも思いました。

それで、今回、国から提示されましたけれども、今後、2月、3月まで、このような物価高騰のさらなる交付金というのが予定されているかどうか、分かりましたら教えてください。

○増田恵子行政経営部次長 今後の交付金の予定につきましては、今回、国のほうの補正予算が上がっておりまして、焼津市のほうでもそれを注視していくところでございます。以上です。

○深田ゆり子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、ほかに。

○秋山博子委員 関連するんですけども、6ページ、7ページのところで、生活者消費支援特別給付事業費とあって金額があります。この内訳のうち、臨時財政調整基金からの繰り出しの分、これが一般財源として2,623万3,000円とありますけれども、この金額の部分は公民館出張というところに充てることでいいんでしょうか。

○青木雄一郎財政課長 ただいまの御質疑につきましては、この事業につきまして財源をどこに充てるということではなく、全体の中で交付金と財政調整基金を活用して執行していくという形になります。

以上です。

○秋山博子委員 そうすると、臨時財政調整基金の2,623万3,000円は、幾つかの事業の中に入っているということになるんですか。そういうことですね。

○青木雄一郎財政課長 基本的に臨時交付金のほうを活用させていただくんですけども、財源が全てこれで使ってしまうものですから、その補うために財政調整基金を入れさせていただいて、事業のほうを執行していきたいということでございます。

追加ですみません。

対象となる経費、交付金のほうの対象となる経費のほうもございますので、全てが交付金のほうで賄えるかどうかというところは、今後執行する中で一般財源の財調のほうを使わなきゃならないということもあるかもしれませんが、基本的に交付金のほうを活用して執行させていただく事業となります。

○秋山博子委員 つまり、それで万一、交付金で賄えない場合のことも想定してこれが入っているというふうに考えればいいのかと思いますけれども。

それで、ここで公民館出張について、その仕組み、どんなふうにするのか、教えてください。

○佐藤三夫市民課長 公民館の出張サポートということで、こちらのほうはマイナンバーの普及促進の事業としまして、市役所にお越しできない方、交通弱者の方とかという方なんですけれども、あとはスマートフォンなんかをお持ちじゃない方、あと、個人で申請できない方、この方たちを市内の9か所の公民館に出向いてもらうというか、こちらのほうで出向いていきまして、マイナンバーカードの申請のサポートを行います。もちろん本人確認ができれば、その方たちの出来上がったカードは郵送で交付を行うことができますので、そのような形でサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 その事業を、出張してそういったサポートをするのは委託でされるということでもいいですか。

○佐藤三夫市民課長 こちらのほうは業務委託をしまして、そのところに派遣というか、行ってしまうので、業務委託です。

以上です。

○秋山博子委員 それ、今回の早期着手の必要がありということなんですけれども、いつからスタートされるのでしょうか。

○佐藤三夫市民課長 こちらのほうは、1月5日から2月28日の間に1公民館2日間を予定しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 このマイナンバーカードの申請については幾つかの決まりがあり、本人の明確な意思が確認できるということも条件の1つになっていますよね。

それで、今おっしゃったような交通弱者であるとか、そういった方たちが申請しやすいようにということなんですけれども、例えば重度の障害を持った方なんかの場合は、本人の意思確認というのがなかなか難しいというようなこともあるかと思うんですが、その辺は、委託にした場合に、対応といたしますか、丁寧な対応というのが可能かどうかというのがちょっと不安に思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤三夫市民課長 取りあえず本人確認は本当に大事というか、しなければならいんですけれども、今、こちらのほうに、公民館に来ていただく方たちについて、重度の障害者の方たちというのを、その方たちを想定しているということでは考えていないものですから、来ていただくことが、やはり来ていただくということを前提にしていますので、ちょっとその方たちについてはこのところでは想定はしていません。

以上でございます。

○伊東義直市民環境部長 すみません、補足させていただきます。

委託で民間業者のほうを使いますが、そこには職員が同時に行きますので、その職員のほうである程度本人確認のほうをする形で考えておりますので。ただ、今、身体障害者等の例についてはそこまでの想定はしてございませんが、職員のほうで本人確認のほうはする形で対応を考えております。

以上です。

○秋山博子委員 このことについては、また詳しく別途伺いたいと思います。

それで、この予算を立てるに当たって、5,000円のクオカードということなんですけれども、何を想定しているのか、そこだけ教えてください。

○佐藤三夫市民課長 5,000円でありますけれども、金額の根拠としましては、国のほうのマイナンバーカードの普及の事業でございます第1弾の最初のマイナポイントの5,000円を想定していますので、それが妥当じゃないかなということで5,000円といたしました。

以上でございます。

○秋山博子委員 5,000円というのはそうなんですけれども、予算を立てるに当たって、何人申し込むという、申請があるという想定でこの金額が出たんでしょうかということ

です。

- 佐藤三夫市民課長 クオカードの枚数というのが、今、想定で7,570枚をしています。その根拠としましては、現在の交付枚数が1か月約3,000枚から4,000枚を推移しているものですから、約2か月分を想定して、あとプラスアルファで考えております。

以上でございます。

- 秋山博子委員 了解。

- 渋谷英彦委員長 ほかに。

- 村松幸昌委員 歳出の3款4項1目です。高齢者生活応援事業費、これ、70歳以上という説明がありました。お尋ねします。

70歳の基準日の確認をさせてください。それと、想定する、該当する人数を教えてください。

それで、該当者の手元に渡るまでの手順とその時期を教えてください。

それで、今回交付される利用クーポンというんですか、その使用期限も教えてください。

それと最後に、基準日以降、亡くなった方に対する対応はどうしますか、教えてください。

以上です。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 村松委員の質疑にお答えいたします。

高齢者生活応援事業費の対象についてですが、70歳の基準日は、昭和28年4月1日以前にお生まれになった方です。人数につきましては、3万3,800人と仮定をしております。

それから、あとは、手順につきましては、商品券とタクシー券を1つの配送物として対象の方にお送りするんですけれども、発送は12月10日ほど、初旬を予定しております、年末までに届けられるように努める予定でございます。

次に、使用期限につきましては、商品券の使用期限は、翌年の令和5年2月28日までとしております。

それから、お亡くなりになった方のお話ですけれども、発送日までに亡くなられた方、もしくは転出をされてしまった方については、こちらから送るのを止めまして送らないと。亡くなった方、もう送ってしまったものについては回収する予定はないです。

以上です。

- 村松幸昌委員 分かりました。そうすると、亡くなった人については、発送日までにその事実が確認できたところで発送をやめるということによろしいですね。

了解しました。ありがとうございます。

- 深田ゆり子委員 関連して。

まず、高齢者生活応援事業費の補正予算ですが、前回の9月定例会のときに3,000円を準備していただきました。1つ目に、今回、この3,000円、前回の3,000円と今回新たに4,000円を追加して7,000円、そして、タクシー乗車券の1,200円というセットにした理由をお聞かせください。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 深田委員の質疑にお答えします。

9月補正を行って、さらに今回、11月補正で追加で交付をすることになった理由とい

うことですが、11月のこの交付金のお話があった時期が、ちょうど消費支出が増える年末に向けまして、円安や物価高騰がまだまだ続くということで、食糧費や燃料費の値上げなど、高齢者の生活への影響が長引くことを懸念していたところ、追加財源となる当交付金の創設があったため、追加支給をすることにしました。

以上です。

- 深田ゆり子委員 分かりました。私は、年金は下がるし、10月から保険料の負担も上がるということで、高齢者の生活がさらに大変になるから、これだけ増やしたのかなというふうにも思いましたけれども、ただ、やはり今回、子育て支援の物価高騰重点支援が入っていないものですから、前回の高齢者3,000円で、またプラス4,000円が7,000円に膨れ上がっていると、いや、子育て世帯からは何でというような、やっぱり疑問が出てくると思うんです。そういうところをやはりちゃんと説明をしていただかなければいけないなと思いました。

それから、商品券とタクシー券を分けておりますが、例えば病院通いをされているお年寄りの方も多いため、タクシー券をもう少したくさん欲しいよ、この商品券だけじゃなくて、そういう選択というのができるとうごく活用しやすいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 深田委員の質疑にお答えします。

タクシー券は、タクシー券として交付するのは2枚、初乗り分の2枚なんですけれども、商品券の使えるお店としてタクシー会社が登録をしておりますので、商品券をタクシー券として使うことも可能でございます。

以上です。

- 深田ゆり子委員 了解しました。

- 渋谷英彦委員長 では、ほかに。

- 松島和久委員 それでは、7ページ、7款1項2目商工業振興費の欄の説明欄の一番下のところ、省エネルギー投資促進事業費であります。先ほど説明の中では、原油価格対策であるとか、DXの推進とかということをお聞きしたんですが、事業の概要と併せて、この5,000万円の内訳、分かる範囲で結構ですが、御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

- 多々良智彦商工課長 それでは、説明させていただきます。

事業といたしまして、設備の支援といたしまして、省エネ設備ということで、エアコンでありますとか、その他省エネ機器の購入のほうに4,000万円ということをおつております。それ以外に、自動車購入等を考えているところにつきまして1,000万円ということをおつてしております。

以上になります。

- 松島和久委員 了解しました。オーケーです。

- 渋谷英彦委員長 では、ほかに。

- 杉崎辰行委員 全体的なことでお伺いいたします。

このような交付金の関係のメニューって大変御苦労なさると思うんですよね、決めるのに。財政部の方が中心に資金の割当てはするんですが、このメニューを考えたときに、横の横断的な部署でどういう組織で決めていくのかなというのをお答えいただけますか

ね。

- 石原隆弘行政経営部長 今回の事業の選定でございますけれども、基本的には各所属に市民の方への配分で必要なものというものを提案いただいています。特にそれに当たって横断的ということではございませんけれども、政策企画課がそういった総合調整する機能を持ってございますので、政策企画課のほうで、あと財政課、行政経営課なども入りながら、担当課とヒアリングを重ねて事業の選定のほうを進めてまいりました。

以上です。

- 杉崎辰行委員 ありがとうございます。

多分、恐らく相当苦勞なさると思うんですよ。時間的な余裕もない、早く皆さんに交付しなきゃならないということがありますので、今言ったようなシステマ的なところは何度でも検証していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 多々良智彦商工課長 すみません、先ほどの御質疑で、勘違いしておりまして、もう一度説明させていただきます。

省エネ機器のほうなんですけれども、省エネ機器のほうに4,000万円です。DXのほうに1,000万円というふうになっておりますので、申し訳ありませんでした。

それで、想定ですけれども、省エネ機器のほうで上限50万円というふうを考えておりますので、50万円80件の申請予定、それと、DXのほう200万円と考えておりまして、1件200万円の5件というふうを考えております。

以上です。

- 松島和久委員 訂正のお話を聞けてよかったです。最初、どんなことだというふうにびっくりしちゃったんですけれども、訂正を聞かせていただいて了解いたしました。分かりました。

- 渋谷英彦委員長 では、ほかに。

- 杉田源太郎委員 今の商工費のところの、まだ触れられていないところなんですけど、最初の地域産業競争力強化支援、ここでの2,000万円、そして中心市街地の活性化、ここでの3,000万円、ここでの内訳、上限、そして件数、それをまずお伺いしたいと思います。

- 多々良智彦商工課長 最初のほうの地域の競争力ということなんですけれども、あちらが200万円を想定しまして、10件というふうになっております。それと、次の中心市街地のほうになるんですけれども、こちらにつきましては300万円ということ想定しておりまして、10件というふうになっております。

以上になります。

- 杉田源太郎委員 各10件ずつなんですけど、その10件というその根拠、それはどこから来ていますか。

- 多々良智彦商工課長 今回、期間も短いものですから、なるべく期間内で消化できるようにということで考えておりまして、それで10件という数を出しております。

以上になります。

- 杉田源太郎委員 10件の根拠、10件しか申込みがないよという、そういうふうに計算した根拠。

- 多々良智彦商工課長 金額につきましては、金額の想定をまず最初にしまして、それで、

期間が短いものですから、何件ぐらいということで、根拠という根拠はないんですけれども、期間内で消化できる件数ということで10件というふうに考えております。

中心市街地のほうも300万円ということになるんですけれども、現状50万円という制度も、同じような制度があるんですけれども、今現状、居抜きといたしまして、今ある店舗について改修をかける、小さいものが50万円で今現在やってはおるんですけれども、大分物件のほうが少なくなってきました、近年では、最近では大きなものを要望する声もあるものですから、今回はちょっと大きなものの改修も想定しまして、300万円、それもやっぱり期間内で消化できる件数ということで10件ということ想定しております。

以上です。

○大本裕一経済部長 補足で御説明させていただきます。

ちょうど中心市街地の活性化ということで、今、改修の補助制度を用意してございます。こちらが上半期で大体5件ほど件数として来てございます。なので、下半期、同数来るという前提を持ちつつ、ちょうど今、具体的な企業名とかは申し上げられませんが、実際に商工課のほうに既に相談に来ていただいている件数も大体その程度の件数ございますので、こういった方々がこの下半期を使って事業執行していくという想定で予算を組んでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 大体了解はしました。ただ、今、既に商工のほうに具体的な相談みたいなものが来ている。それが根拠になっているということを確認して、了解をいたしました。

そして、先ほどの、その下の省エネの当市の関係の中で、先ほど答弁の中で、コンサルのほうの1件200万円、その金額って、コンサルの1件についての価格というのは、その根拠というのはどこから来るんですか。

○大本裕一経済部長 コンサルのところでございます。こちらはコンサルだけということで組んでいませんで、実際にそういった人材を派遣して、活用して、自身の企業のデジタル化としてこういったことができるんじゃないかといったところを、この下半期の期間、実証、実装するところ、こういったところまでサポートできないかということで、そういうことをマックスでやったときの200万円ということで設定をしております。

コンサルのところの経費としては、具体のコンサルというところを決めているわけじゃございませんけれども、大体人材の活用というところで、大体一月当たり20万円とか、そういった金額を積算の根拠にはしてございます。それにプラスで、実際にシステムとか機器とか、そういったものを入れていく、こういったところというのをプラスで支援していると、そういう格好でございます。

○杉田源太郎委員 これも今までの間に、そういう相談だとか、そういうものがあるもので、それが根拠になっているということでよろしいですか。

○大本裕一経済部長 全体10件というわけではございませんけれども、複数の相談を受けてございますので、こういったものを進めていきたいということもございまして。当然それ以外のものも対象にできるようにということは予算としては取っているということでございます。

○渋谷英彦委員長 よろしいですか。時間も大分、予定は来ているので、よろしくお願

します。

○深田ゆり子委員 今のコンサルティング費用で1件、一月20万円ということなんですけれども、いろんな会社があると思います。やっぱり、ちょっと危ないようなところに引っかかっちゃったりすると大変な目に遭ってしまうものですから、やはりそういうことのないように市からの支援というのはありますでしょうか。

○大本裕一経済部長 こちらの補助制度でもありますので、事業者の方の当然御負担もありますので、そういった安易な出費ということにはまず、なかなかないかなと思っていきますけれども、まず、事業執行に当たっては、計画を一回市に出してもらおうということにさせていただきます。なので、その計画がちゃんと実現可能なものかとか、妥当性があるかとか、そういったところも審査の対象になりますので、そういった中で事業者の方のサポートといったらあれですけど、サポートも含めて支援をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○深田ゆり子委員 今お話ししました事業者の方への支援、3点ありますね。その方たちの、県の補助金とダブることがないようにするための周知とか、あと、事業者でホームページとか見れないような事業所とかもあると思います。そういう方々へのフォロー、支援とか、周知というのはどのように考えていますか。

○多々良智彦商工課長 まず、周知についてですけれども、ホームページとかチラシ等を使いまして周知をさせていただきたいと思います。

県の制度なんですけれども、県の制度と同じような制度があるんですけれども、一応、同時の申請は今回はオーケーにしようと思っております。ただ、物が違えばということになるんですけれども、そんなことでやらせていただきたいと思います。

○深田ゆり子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、ほかによろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 では、ほかにはないので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第53号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。よって、議第53号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

以上で、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会 (10:05)